



～支え合う 住みよい社会 地域から～ 民生委員制度創立 100 周年

和歌山県民生委員児童委員大会が
10月18日(水)に開催されます

本年は、わが国の民生委員制度の源である「済世顧問制度」創設から100周年という記念すべき節目の年です。

この間、民生委員・児童委員は、社会情勢の変化に伴うさまざまな地域課題と向き合い、地域住民が安心して住み続けることができる「地域づくり」と全ての地域住民が一体となる「地域共生社会」を目指し、関係機関などとも連携・協働して委員活動に取り組んできました。

この記念すべき時に、「支え合う 住みよい社会 地域から」のスローガンのもと、委員活動の一層の充実に向けて、「民生委員制度創設100周年記念和歌山県民生委員児童委員大会」が10月18日(水)、和歌山県ビッグホールで開催されます。

●民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、「有田川町民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から

委嘱された非常勤の公務員です。地域の一人として住民の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう行政をはじめとした地域の専門機関へとつなぐ、パイプ役として活動しています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問や、児童の登下校時の見守り活動などを行い、高齢者や障害者世帯、子どもたちの安心安全の確保に尽力してくれています。

主任児童委員とは、民生委員・児童委員のうち、担当区域を持たず、児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員のことを言います。児童福祉関係機関との連絡調整や地域の児童委員と連携しながら、課題を抱える子育て家庭への支援をはじめとした児童健全育成活動に取り組んでいます。

●守秘義務について

民生委員・児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。

☎金屋庁舎やすらぎ福祉課

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。